

清和小学校付近の旅館業営業許可申請について

1. 本件概要

清和小学校付近で旅館業営業許可申請が行われ、池袋保健所長から教育委員会宛に、学校の清純な施設環境が著しく害される恐れがあるか否かについて意見照会が行われたため、学校長からの意見を踏まえ、別紙「旅館業営業許可について（回答）」のとおり回答いたしたい。

2. 旅館業営業許可の概要

(1) 照会の根拠（旅館業法第3条第4項）

旅館業を営業するためには、保健所の許可が必要となる。許可にあたっては、旅館業に係る施設の周囲おおむね100メートル以内に学校、図書館児童福祉施設等がある場合、施設を所管する首長又は教育委員会の意見を求めなければならない。

(2) 意見照会の対象となる施設（旅館業法第2条）

① 旅館・ホテル ② 簡易宿所 ③ 下宿

本施設は、②の簡易宿所である。簡易宿所とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものを指す。

3. 当該施設の概要

別紙1「旅館業営業許可について（照会）」のとおり。

(1) 小学校からの見通し

当該施設は清和小学校敷地北側約110mに位置し、4階建てのビル状の建物であり、2階と4階が簡易宿所である。小学校との間には複数の中高層の建物があることから、校舎からは見通すことはできない。

(2) 施設周辺の状況

都市計画上の用途地域は商業地域であり、巢鴨地蔵通りに面しているため、商業施設が多数存在している。

4. 清和小学校からの回答

別紙2のとおり。

5. 教育委員会回答案

別紙3「旅館業営業許可について（回答）」（案）のとおり。